**別記第１（第７３条関係）**

**入　札　者　心　得**

（競争入札の参加者の資格）

第１条　競争入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、参加することができない。

２　次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があつた後２年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また、同様とする。

（１）　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（２）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（３）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（５）　正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

（６）　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（建設工事に係る一般競争入札の参加者の資格）

第２条　建設工事に係る一般競争入札及び落札制限付一般競争入札に参加する者は、前条第１項及び第２項に該当しないもので、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

（１）　１年以上工事請負業に従事していること。

（２）　個人にあっては、２年以来毎年納めた組織町の普通税の納税年額が入札金額の1,000分の１を下らないこと。

（３）　法人又は組合にあっては、資本金額又は出資金額が入札金額を下らないこと。ただし、法人で２年以来、毎年納めた組織町の普通税が入札金額の1,000分の２を下らないとき、又は合名会社及び合資会社でその無限責任社員の１人、組合でその組合員の１人が前号に該当するときは、この限りでない。

（４）　130万円以上の工事(壁紙工事を除く。)について、建設業法(昭和24年法律第100号)第３条第１項の規定による登録を受けていること。

２　入札者は、入札期日までに前項各号の参加資格について関係官公署又はこれに準ずる者の証明する書類を契約者に提出しなければならない。

（入札保証金）

第３条　入札者は、入札書提出前に、見積る契約金額の100分の５以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次の各号に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

（１）　政府の保証のある債券

（２）　金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

（３）　銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

（４）　その他管理者が確実と認めた担保

３　前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

（１）　国債及び地方債　政府に納むべき保証金其の他の担保に充用する国債の価格に関する件(明治41年勅令第287号)の規定及びその例による金額

（２）　政府の保証のある債券及び金融債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額

（３）　金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手の券面金額

（４）　その他管理者が確実と認めた担保　別に定める額

４　入札保証金は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。

５　落札者は、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

６　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は組合に帰属する。

（入札等）

第４条　入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

３　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４　入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

５　入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

６　入札は、郵便によって行うことができない。ただし、郵便入札で行うことを告示したときは、これにより行うことができる。

（入札の辞退）

第５条　一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。)は当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

２　指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者に提出しなければならない。

３　入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益を受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第６条　入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行つてはならない。

（無効の入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札の参加資格のない者がした入札

（２）　同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（３）　公平な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札

（５）　入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付金額が不足である者がした入札

（６）　予定価格を事前公表した場合において、予定を上回る入札

（７）　その他入札に関する条件に違反した入札

（同価入札の取扱い）

第８条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第９条　落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の５（１件130万円を超える工事の請負契約にあっては、10分の１）以上の契約保証金を出納員又は分任出納員に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

２　前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

（１）　第３条第２項第１号から第３号までに掲げる有価証券

（２）　銀行若しくは管理者が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号)第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

（３）　その他管理者が確実と認めた担保

３　前項第２号の担保の価値は、その保証する金額とする。

４　第３条第３項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

（契約書の取り交わし）

第10条　落札者は、落札決定の日から７日(契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から７日)以内に契約書を取り交わさなければならない。ただし、契約締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期限(締結延期の承認を受けたときは、その期限)までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

（保証人）

第11条　落札者は、契約(仮契約)を締結するときは、建設工事若しくは１件130万円を超えない製造の請負の場合又は物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

（契約書の提出部数）

第12条　落札者は、契約書を２通(保証人を置く場合は、３通)契約担当者に、提出しなければならない。